更新日：令和８年９月 17 日

入札制度等に関する過去のお知らせ

電子保証の導入（令和６年６月から）

現在、書面で提出を求めている西日本建設業保証（株）等の保証事業会社の契約保証証書や前払金保証証書について、令和６年６月から、日本電子認証（株）が提供する発注者用保証確認サービス（Ｄ－sure）を県職員が閲覧することにより、保証内容を確認することとし、書面での提出を不要とします。

電子保証の申込方法については、西日本建設業保証（株）等の保証事業会社にお問い合わせください。

なお、引き続き、電子保証を利用せず、書面による提出も受付けます。

小規模な工事における工事書類の簡素化等（令和６年４月から）

受発注者の事務処理の負担軽減を図るため、設計金額が２５０万円未満の小規模な工事について、令和６年４月から、原則として受注者が作成する工事書類の簡素化及び検査事務の簡略化を図ります。

【取組の内容】

・出来形管理に係る定型様式の作成を不要とします。
・品質管理書類の提出は求めず、提示のみとします。
・しゅん工検査における実地検査を省略し、書類検査とします。

工事書類の簡素化（令和５年４月から）

岡山県土木工事共通仕様書等に定める工事関係書類のうち、受注者の事務処理の負担軽減を図るため、令和５年４月から、実施工程表及び工期中間検査の対象の請負金額の変更を行い、工事書類の簡素化を図ります。

（１）実施工程表

提出頻度	当初請負金額	
	新	旧
毎月	4,500 万円以上	3,000 万円以上
２か月に１回	1,000 万円以上 4,500 万円未満	1,000 万円以上 3,000 万円未満

※当初請負金額 1,000 万円未満の工事については、提出を省略しています。

（２）工期中間検査

（新）請負金額 4,500 万円以上の工事で実施
（旧）請負金額 3,000 万円以上の工事で実施

入札における質問方法の電子化（令和４年６月から）

入札における設計図書等への質問について、現在、ＦＡＸでのみ受け付けていますが、令和４年６月１日以降に入札公告又は指名通知を行う工事等から、ＦＡＸでの受付に加え、電子入札システムによる質問も可能とします。

工事関係書類等における押印の省略（令和４年４月から）

岡山県土木工事共通仕様書等に定める工事関係書類及び業務委託関係書類について、受注者の事務処理の負担軽減を図るため、契約書など一部の書類を除き、押印を省略できることとします。

余裕期間設定工事における余裕期間の見直し（令和４年４月から）

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、平成 29 年度から一部の工事で、余裕期間（契約締結後、現場着手をせず、技術者の配置を要しない期間）の設定を試行していますが、受注者がより柔軟に工事施工体制を確保することができるよう、余裕期間の長さを「工期の 30%以内、かつ、60 日以内」から「90 日以内」に拡大します。

災害復旧工事等に係る特例措置の恒久化（令和３年４月から）

平成３０年７月豪雨災害以降、災害復旧工事等※に適用していた、入札・契約制度等に係る特例措置を恒久化し、今後の災害復旧工事等においても引き続き適用することとし、「岡山県発注の災害復旧工事等における入札・契約手続等の特例を定める要領」を策定しました。

※災害復旧工事等とは、岡山県が発注する災害復旧工事及び当該災害に起因する工事をいう。

指名競争入札における１者入札の取扱いについて（令和２年４月から）

令和２年４月１日以降に指名通知を行う工事及び委託の指名競争入札について、入札者が１者となった場合にも入札を有効としますので、お知らせします。

配置予定技術者の申請条件の緩和（平成31年４月から）

技術者の効率的な配置等を目的に、平成３１年４月１日以降に入札公告するものから、次のとおり緩和します。

なお、落札者の決定日以降に入札参加資格確認申請を行った配置予定技術者の全てが配置できなくなったときは、指名停止等の措置を講ずることがありますので、ご注意ください。

⑴　入札参加資格確認申請を行う時点において、他の工事に監理技術者又は主任技術者として従事している技術者については、契約締結日の前日までに配置することが可能である場合には、配置予定技術者とすることができることとします。

⑵　１件の工事につき３名までの技術者を申請可能とします。

⑶　１人の技術者が重複して申請できる件数の制限を廃止するとともに、県以外の者が行う入札への重複申請を認めることとします。

専任指導技術者制度の本格実施（平成30年４月から）

これまでＪＶ案件を除く設計金額５億円未満の総合評価落札方式による工事において試行していた専任指導技術者制度について、平成３０年４月からは、すべての総合評価落札方式で本格実施します。

※専任指導技術者制度の内容は別紙のとおりであり、評価方法等についてはこれまでの試行と変更はありません。

※ＪＶ案件の場合、共同企業体の代表者のみ専任指導技術者の配置が可能です。

総合評価における専任指導技術者制度について

１　専任指導技術者の配置について

監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）が４５歳以下※１）の場合は、申請者の選択により、監理技術者等の配置に加えて「専任指導技術者」を配置できることとする。

※１）開札日現在において４５歳以下とする。

２　総合評価落札方式における評価について

専任指導技術者を配置する場合、総合評価における配置予定技術者の評価項目のうち、「保有する資格」、「同種工事の施工実績の有無」、「工事成績の平均点」については、専任指導技術者で評価を行う。

３　専任指導技術者の要件等について

＜専任指導技術者を配置する場合＞

①　専任指導技術者は専任で配置し、監理技術者等の配置が必要とされる全期間にわたり監理技術者等を指導補助すること。ただし、監理技術者等の専任が必要とされない期間は、専任指導技術者についても専任であることを要しない。また、専任指導技術者は、当該工事の現場代理人を兼務することができるものとする。

②　専任指導技術者も、個別公告における２の８の「配置技術者に関する条件」を全て満たすこと。また、専任指導技術者が指導補助する配置予定技術者が監理技術者の場合においては、専任指導技術者も当該入札参加資格業種に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けているものであること。

③　以下のいずれかに該当する場合は、その者の入札を無効とし、当該無効の応札を行った者を落札者としていた場合には、落札の決定を取り消す。

・監理技術者等が４５歳以下であることが確認できない場合。
・専任指導技術者が、個別公告における２の８の「配置技術者に関する条件」を全て満たすことが確認できない場合。
・配置予定技術者が監理技術者の場合において、専任指導技術者も当該入札参加資格業種に係る監理技術者資格者証の交付を受け、かつ監理技術者講習を受けていることが確認できない場合。

④　専任指導技術者が監理技術者等を適切に指導補助することができないと認められる場合は、専任指導技術者としての要件を満たさないものと判断し、総合評価における配置予定技術者の評価項目のうち「保有する資格」、「同種工事の施工実績の有無」、「工事成績の平均点」について、評価を行わない（０点とする）。

⑤　病休、死亡、退職等特別な理由がある場合以外は、配置予定技術者調書に記載した専任指導技術者を配置することとする。上記理由以外により配置できない場合（専任で配置すべきところを専任で配置できない場合を含む）は、不誠実な行為として工事成績評定を３点減ずるとともに、指名停止等の措置を行う場合がある。（契約締結前にあっては、契約を締結しないとともに、不誠実な行為として指名停止等の措置を行う場合がある。）

また、上記特別な理由がある場合により交代した場合、交代後の専任指導技術者について改めて評価を行うこととし、当該評価による得点の小計が交代前の専任指導技術者の得点の小計未満となったときは、工事成績評定を２点減ずる。

※　監理技術者等が本来の職責を果たしていない場合には、工事成績において配置技術者の評定を減ずることとする。

⑥　専任指導技術者については、１人の技術者で参加できる入札の件数は制限しない。ただし、専任指導技術者として申請した技術者を他の入札案件に配置予定技術者として申請している場合で、他の入札案件で先に落札決定があった場合など、当該専任指導技術者を工事に配置できなくなった場合は、直ちに当該入札の参加申請を取り下げること。（必要な取り下げを行わず申請した専任指導技術者を配置できなくなった場合は、上記⑤上段のとおり取り扱うので注意のこと。）

４　施工実績及び工事成績の付与について

工事完了後の監理技術者等としての施工実績及び工事成績は、監理技術者等となった技術者にのみに付与する。